



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



新年が明け、はや半月以上経ちました。皆さまいかがお過ごしでしょうか？

私は新年早々（久々に）風邪をひいてしまいました。熱やしんどさはなかったのですが、数日声が出なくなってしまい…その間はお客様にもご迷惑をお掛けしました。申し訳ございませんでした。

本年も一人でも多くの方に対し、一つでも多くのことにお役に立ちたいと思っています。微力ではございますが、精一杯努めてまいりますので、本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

大卒内定率 過去最高の86%



厚生労働省と文部科学省は、平成30年3月大学等卒業予定者の就職内定状況を共同で調査し、平成29年12月1日現在の状況を取りまとめました（平成30年1月17日公表）。

取りまとめの結果、大学生の就職内定率は86.0%（前年同期比1.0ポイント増）となり、平成9年3月卒の調査開始以降、同時期での過去最高となっています。景気の回復基調が続く、企業が積極的に採用活動を進めていることがうかがえますね。

昨年11月の有効求人倍率が、43年10か月ぶりの高水準となるなど、働き手の不足は深刻であることから、他社に取られないように内定を出す時期が早まっているといえそうです。



★1月のお仕事カレンダー★★

1/10	<ul style="list-style-type: none">●一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業: 概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事●12 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
1/22	<ul style="list-style-type: none">●源泉所得税の特例納付(2017 年 7 月～12 月分)
1/31	<ul style="list-style-type: none">●12 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付●労働保険料の納付(延納第 3 期分)●労働者私傷病報告書の提出(休業 4 日未満の 2017 年 10 月～12 月の労災事故について報告)●税務署へ法定調書(源泉徴収票・報酬等支払調書・配当・剰余金の分配支払調書・法定調書合計表)の提出●市区町村へ給与支払報告書の提出●2017 年 11 月決算法人の確定申告・2018 年 5 月決算法人の中間申告●2 月・5 月・8 月決算法人の消費税の中間申告

★法改正情報★

～配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更～



社員に給与を支払う際、企業は、所得税を源泉徴収する必要があります。

その税額は、社会保険料等控除後の給与の額と「扶養親族等の数」によって求めます(原則として、「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄を使用)。

この「扶養親族等の数」の計算方法について、配偶者の数え方が次のように変更されます。

- ① 配偶者が「源泉控除対象配偶者」に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算する。

源泉控除対象配偶者とは⇒居住者〔主たる給与所得者〕(合計所得金額が 900 万円以下である者に限る。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 85 万円以下である者

- ② また、「同一生計配偶者」が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算する。

同一生計配偶者とは⇒居住者〔主たる給与所得者〕と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 38 万円以下である者

※次ページの表もご参照ください。



賃金引上げ等の実態調査
約 9 割の企業が賃金引上げ、1 人 5,627 円

春の新採用、人事異動などを控え、賃金の動向が気になる場所ですね。昨年 11 月に、政府から発表されました、平成 29 年「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果についてみてみましょう。労働者 100 人以上の企業 1,606 社について集計したものです。

平成 29 年中に「1 人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業は 87.8%で、前年(86.7%)を上回りました。最も割合が高いのは「建設業」で 97.1%、次いで「製造業」95.7%となっています。最も低いのは「サービス業(他に分類されないもの)」68.3%でした。

1 人平均賃金の改定額(予定を含む)は 5,627 円で、こちらも前年(5,176 円)を上回っています。

改定額が最も高いのは「建設業」8,411 円で、2 位の「不動産業、物品賃貸業」6,341 円と大きな開きがあります。改定額が最も低いのは「宿泊業、飲食サービス業」で 3,040 円でした。

賃金の改定の決定にあたり最も重視した要素としては「企業の業績」が 55.0%と最多でした。「労働力の確保・定着(8.7%)」や「世間相場(5.1%)」など他の要素を大きく引き離しています。ただし、「企業の業績」を重視して「1 人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業のうち、業績を「良い」と評価しているのは 37.9%でした。「悪い」(21.4%)、「どちらともいえない」(39.9%)と評価しながら賃金を引き上げた企業もあります。

<配偶者に係る扶養親族等の数の数え方の表(国税庁資料)>

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	1,000 万円超 (1,220 万円超)
配偶者の合計所得金額 (給与収入だけの場合の配偶者の給与等の収入金額)	38 万円以下 (103 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	配偶者が障害者に該当する場合は 1 人加算				
	38 万円超 85 万円以下 (103 万円超 150 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	85 万円超 (150 万円超)	0 人	0 人	0 人	0 人

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

